

斐川町商工会報

《発行》

斐川町商工会

〒699-0505 出雲市斐川町上庄原 1749-3

TEL:0853-72-0674 FAX:0853-72-0765

URL:<http://hikawa.shoko-shimane.or.jp/>

E-mail:hikawa@shoko-shimane.or.jp

あけましておめでとうございます



本年もよろしく願ひいたします



年頭のあいさつ

斐川町商工会長 長岡秀浩

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、アベノミクス効果で円安と株高が進み、大企業を中心に輸出関連の企業は高い利益を上げるなど、景気回復の兆しが伺えます。ただ、期待された設備投資や賃金上昇は限定的で、消費増税や輸入品のコスト高によるマイナス分を補うことは出来ず、個人消費や地方経済は低迷の域を出ていません。

経済最優先を掲げて続投することになった安倍政権ですが、今度こそ地方や中小・小規模企業に目配りをした手厚い景気刺激策が講じられることを期待します。

さて、昨年6月には小規模企業振興基本法が成立しました。わが国経済の根幹を支え、地方経済を支えるのは小規模企業であることを改めて認識したものであり、小規模企業の「持続的発展」の支援を強化しようとするものであります。これを自治体も含め、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制を整備して行うよう求めていますので、非常に気合いの入ったものと感じます。

その中で、商工会は中心的な役割を果たさねばなりま

せんので、これまで以上に事務局体制の整備や職員の資質向上が求められますので、現在その対応を進めております。

一方、商工会の組織率の改善は待ったなしの重要課題であります。今年度は会員増強のために報奨金を準備し、会員の皆さまにも勧誘の協力をお願いしているところですが、新規加入23件に対し廃業等による脱退は16件で微増に止まっています。今後も未加入事業所に向けて商工会加入のメリットを訴え、組織率50%を達成しなければなりませんので、引き続きご協力をお願いします。

そのためには、皆さまにとって商工会が使い勝手の良いものであることが重要であり、商工会の良さを知っていただくことが重要です。今年は職員の巡回によるフェイス to フェイスのコミュニケーションを大切に、情報の発信力を高めるよう務めて参ります。最後になりましたが、本年も変わりませず格別のご支援、ご鞭撻を賜りますと共に、皆様のご多幸を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



「げんき、やさしさ、しあわせあふれる

縁結びのまち 出雲」の実現に向けて

出雲市長 長 岡 秀 人

平成27年の新春にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から地域経済の発展や雇用の維持にご尽力され、出雲市政にも常々ご協力いただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、本市は、一昨年の出雲大社「平成の大遷宮」の本殿遷座祭以降、市外・県外から多くの皆さまに出雲へ訪れていただき、現在も多くの観光客で賑わっています。

本市としましては、この追い風を一過性のものとせず、出雲の魅力を広く発信し、再び出雲を訪れていただけるような「おもてなし」を進め、「縁結び」や「出雲ブランド」などをテーマとした、「出雲シティセールス事業」を通じて、「行ってみたいまちから暮らしてみたいまち」を目指し、交流人口と定住人口の更なる増加に努めてまいります。国内経済においては、政府が打ち出した「大胆な金融政策」などにより、デフレ脱却のための大幅な緩和策が実施されました。日銀松江支店の発表による、山陰地方の最近の金融経済動向によれば、「景気は、緩やかな回復を続けている」とし、回復基調が続いているとされています。

しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響や原材料価格の高騰、各業種で人手不足が表面

化するなど、依然として中小企業を取り巻く経済環境は厳しい状況にあります。

こうした中、昨年国において、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築するため、「小規模企業振興基本法」が成立し、また、商工会及び商工会議所が、市町村や地域の金融機関と連携し、総力を挙げて小規模企業を支援するため、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」が一部改正されました。

市としましても、国内外の景気動向などを注視しながら、商工団体・金融機関等と連携を強化し、小規模事業者に関する基礎的な情報収集や経営課題等の共有化に努めるとともに、コンサルティングやアドバイザー派遣など、地域経済の活性化に取り組んでまいります。今後も本市が大きく飛躍するためにも、『げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち 出雲』の実現に向けて、地域経済の発展のため力を注いでまいりますので、皆様のさらなるご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年を迎え、斐川町商工会の益々の発展と会員の皆様のご活躍、ご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

新入社員研修のご案内***

毎年4月の月上旬に新卒者を対象とした新入社員研修を開催しています。特徴として、2泊3日の宿泊研修で、夜もグループ毎のディスカッションを行うことで交流を深め、十分にコミュニケーションが取れるように配慮しています。また、一方的な座学ではなくグループ討議を主体に進め、協力して考えて、答えを導き出すという手法で進めますので、実践的な内容です。これから社会人として歩み出す若者にとって最初の動機付けは大変重要なことです。何のために、どんな目標を持って働くのかをしっかりと理解してもらいたいと思っています。

将来の貴重な人材育成の機会として、是非参加されますようご案内します。詳しくは同封のチラシをご覧ください。



新入会員募集の協力依頼***

商工会の組織率50%を目標に、今年度は報奨金を準備して新規加入の促進を図っております。おかげさまで現在23件の新規加入がありましたが、目標は60件ですから、まだまだ道半ばです。また、加入の一方で、廃業等の理由で脱退される件数も多く、実質では7件の増に止まっています。お知り合いで未加入の事業所がありましたら、是非事務局までご一報頂きますと、早速「商工会のメリット」を持って職員が訪問します。その結果、ご加入頂いた場合には報奨金として1万円を紹介頂いた会員様に差し上げるようになっておりますので、是非ご協力頂きますようお願いいたします。

国民年金保険料前納した場合の社会保険料控除

H26.4月から2年分の国民年金保険料を前納することができます。その場合2つの社会保険控除方法があります。

①納めた年に全額控除する

②各年分の保険料相当額を各年において控除する

※②の場合、社会保険料控除額証明書にはその年に納付された保険料が記載されているため、証明書と合わせて社会保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書を作成し添付する必要があります。

☆詳しくは「日本年金機構HP」をご覧ください☆



知ってお得！！小規模企業共済！！

小規模企業共済は、掛金の全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。確定申告の際にお忘れの無いようご注意ください！



お申込み・お問い合わせは商工会まで！



相続税基礎控除額改正！！

【遺産に係る基礎控除額】

H26.12月まで

5千万円+ (1,000万円×法定相続人の数)

H27.1月より

3千万円+ (600万円×法定相続人の数)

※上記のとおり基礎控除額が改正されました。

その他税率も6段階から9段階へと改正。

☆詳しくは税務署へご相談ください☆



商工貯蓄共済『医療特約』をご存知ですか？

月々少ない掛金でけがや病気の入院などに備えることが出来ます。現在、日額5,000円のプランにご加入の方も日額合計10,000円まで加入できます。2014年10月からは、先進医療特約の限度額が通算2,000万円にアップしました！なお、先進医療特約は2012年5月から途中付加できるようになりましたので、それ以前にご加入の方には個別にお知らせを送らせていただきます。

福祉共済から「生命保障」新登場！
詳細は差し込みのチラシをご覧ください！
【新春キャンペーン実施中！】



加入のお申し込みは、斐川町商工会(☎0853-72-0674)までお願いします！

島根県東部の中小企業事業主の皆様へ

お 得 情 報

●会 費：一人月額1,000円(年間12,000円)
◎健康診断補助だけで、年間会費の半分に相当します。

1 年度内に1回利用できます

- ◎健康診断 6,000円補助
- ◎インフルエンザ予防接種 500円補助
- ◎ツアー 2,000円割引
- ◎隠岐汽船 1,000円割引
- ◎泊付き忘・新年会 2,000円補助
- ◎熟年夫婦旅行(隔年) 10,000円補助
- ◎資格取得試験、パソコン教室受講料 2,000円～10,000円補助

2 年度内に何回でも利用できます

- ◎ジョイメイトニュース掲載の推奨ツアー 1,000円～10,000円補助
- ◎各種コンサートチケット購入 1,000円～10,000円補助
- ◎共通バスカード・堀川遊覧船乗船券・レイクライン乗車券の購入補助

3 慶弔給付金

- ◎永年勤続報奨金(5年に1度支給) 5,000円又は10,000円
- ◎その他慶弔給付金
結婚/水晶婚/銀婚/出産/入学/成人/還暦/古希/各祝い金/傷病/障がい/災害/各見舞金、死亡弔慰金

4 その他のサポート

- ◎「割引指定店」450店舗の利用が可能です
- ◎スポーツ大会補助(年度内2回開催)
ボウリング大会/ゴルフ大会
- ◎文化教養補助
テーブルマナー教室/ガーデニング教室 等
- ◎ジョイメイトニュース掲載
お食事割引券プレゼント/年始ビッグプレゼント 等

※ここでご紹介しているサポート内容は一部の例です。

「2,000事業所・25,000人をサポート中」まずはお電話下さい！ ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために

小規模企業共済制度

先行き不透明なこの時代。
退職後の生活資金は
万全ですか？

未来のために
小さな一歩

経営者の皆さま。
退職金の準備を中小機構がお手伝いします。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ①常時使用する従業員の数が、20名以下
(商業、サービス業は5名以下)の個人事業主、共同経営者、
及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額が1,000円～70,000円の範囲内
(500円単位)で自由に選べます。
- ③毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得
400万円の方なら約11万円の節税になります。
- ④いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等
の貸付けが受けられます。

●本制度の詳細内容は、ホームページまたはパンフレットをご覧ください。